

## 第56回岩手県国土利用計画審議会会議録

日 時 平成 25 年 1 月 28 日 (月)  
午後 1 時 30 分～午後 4 時 00 分  
場 所 岩手県民会館 4 階 第 1 会議室

### 出席委員

市 原 裕 子 委員	岩手森林インストラクター
伊 藤 悦 子 委員	岩手県農業農村指導士協会副会長
井良沢 道 也 委員	岩手大学農学部教授
熊 谷 富氏子 委員	JA 岩手県女性組織協議会会長
坂 本 ゆ り 委員	岩手県教育委員会委員
庄 司 知恵子 委員	岩手県立大学社会福祉学部講師
高 橋 早 弓 委員	岩手県森林・林業会議理事
豊 島 正 幸 委員	岩手県立大学総合政策学部長
長 澤 由喜子 委員	岩手大学教育学部長
服 部 幸 司 委員	不動産鑑定士
南 正 昭 委員	岩手大学工学部教授
山 添 勝 寛 委員	株式会社岩手日報社専務取締役総務局長
山 本 賢 一 委員	岩手県町村会理事 (軽米町長)
若 生 和 江 委員	岩手県環境アドバイザー

(五十音順)

## 1 開 会

### 〔事務局〕 (及川主幹兼環境影響評価・土地利用担当課長)

定刻になりましたので、第 56 回岩手県国土利用計画審議会を開会いたします。本日はお忙しい中、当審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。暫時進行役を務めます、環境保全課土地利用担当課長の及川と申します。

まず、会議の成立についてでございますが、現在、委員総数 17 名中 13 名の委員にご出席いただいております。半数以上の出席がされております。国土利用計画審議会条例第 6 条第 2 項の規定に基づきまして、本審議会は成立していることをご報告いたします。なお、井良沢委員におかれましては、所用により遅れ、午後 3 時頃到着との連絡がありましたのでご報告いたします。

また、本日の審議会につきましては、「審議会等の会議の公開に関する指針」に基づきまして、従来どおり公開で進めることとしますのでご了承願います。

## 2 挨拶

### 【事務局】（及川主幹）

それでは、次第に従いまして進行させていただきます。  
はじめに、工藤環境生活部長から挨拶を申し上げます。

### 【事務局】（工藤環境生活部長）

（挨拶）

## 3 新任委員紹介

### 【事務局】（及川主幹）

続きまして、新任委員のご紹介をしたいと思います。本日出席されている委員のうち新任の委員といたしまして、2名の委員にご就任いただいておりますので、名簿によりましてご紹介いたします。

最初に土地分野で、盛岡市で不動産鑑定士をされております、服部幸司委員でございます。前任の清水幹夫委員の後任でございます。昨年の4月1日付けで就任いただいております。次に、地方行政分野で、岩手県町村会理事で、軽米町長の山本賢一委員でございます。前任の岩部茂委員の後任で昨年7月3日付けでご就任いただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

ここで、恐れ入りますが工藤部長においては、所用のため退席させていただきますのでご了承願います。

それでは4番の報告事項に入ります前に、配付しております資料の確認をさせていただきます。まず最初に、本日お手元に、知事から豊島会長あての「岩手県土地利用基本計画変更の諮問について」の写しを配付しております。また先週、委員の皆様へ郵送で資料を送付しておりましたが、その中身についても確認させていただきます。

（事前送付資料確認）

配布漏れとか添付漏れはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

## 4 報告事項

### 土地利用区分別面積の推移について

### 【事務局】（及川主幹）

それでは4番の報告事項に入らせていただきます。

議事の進行につきましては、当審議会条例第4条第2項の規定によりまして会長が務めることとされております。報告事項も本日の議事に関係がございますので、以後の進行につきましては豊島会長にお願いしたいと思います。それではよろしくお願いいたします。

### 【豊島会長】

豊島と申します。

皆さま、ご案内のとおり、土地利用に関しては岩手県の県土を5つの地域に分けております。農業地域、それから森林地域、都市地域、自然公園地域、自然保全地域。これらこれから整備していく方向性を示しているものであります。これが土地利用の変化の大枠を決めております。

ただ、現状においていろいろな案件が出てまいります。例えば、都市地域の中で農地を宅地にしたい、これはこれでこの審議会で諮るものではありませんが、都市地域の範囲を超えて隣の農業地域のほうに都市的土地利用が計画されるというような場合には、この都市地域の範囲、面積が変わってまいります。そういった時にこの審議会で審議して都市地域をこの部分、はみ出してさらに拡大してよろしいかどうか、そういったことが審議される場であります。

それにはいろいろな方面から、ご検討いただく必要がありまして、多様な分野の皆様にお集まりいただいております。どうぞそれぞれの分野、お立場から活発なご意見を頂戴したいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それではまず、審議会運営規程第5条第2項の規定に基づきまして、会議録の署名委員を私から指名させていただきます。これまで五十音順をお願いしておりまして、順番として熊谷委員と庄司委員にこの度はお願いしたいと思いますが、よろしいですか。それではお願いいたします。

それでは、最初に報告事項に入ります。「土地利用区分別面積の推移について」です。実はこれまでの報告事項は議事の後に付けておりましたが、この度、議事の前にこのことを報告していただく方がよろしいかと私が判断いたしまして、この順番になりました。それでは事務局から説明をお願いします。

#### **【事務局】（証屋主事）**

（土地利用区分別面積の推移について説明）

#### **【豊島会長】**

はい、ありがとうございました。ただいま、土地利用区分別の面積の推移についてご説明をいただきました。先ほど私が申し上げました、農業地域、都市地域というあのくくりのことではなくて、実際の農地がどう変化していますか、それから宅地がどう変化していますか、これについては平成29年度を目標年次として、私たちはこの数値を据えております。そこに向かって著しく悪い方向にいつてはいないかどうか、その点をチェックしていただきたいと思います。

さらにまた、変化の要因について事務局への質問がありましたらお出しいただきたいと思っております。いかがでしょうか。ご質問、何かこの変化について腑に落ちないというようなところはございませんか。農用地、それから森林、宅地、水面、河川、水路、道路など、

そういったところ。はい、どうぞ。

**【若生委員】**

先ほどの説明の中でちょっと1つお伺いしたいところがあるのですが、2ページの道路の件ですが、道路の予定よりは着工数というか道路の面積が減っていて、しかもその中で市町村道の面積が減少しているということでしたが、その理由はどのような理由かはお分かりですか。

**【事務局】（及川主幹）**

これは憶測でございますが、おそらく過去に公共事業の削減等がございまして、これは市町村道に限らず国道ですとか県道とかも入っておりますが、そういったのも1つの要因ではないかと思えます。今日は道路担当課の詳しい者がこちらに来ておりませんので、申し訳ございません。

**【若生委員】**

私もそのような理由ではないかなと思うのですが、やはり新しい道路を作るだけでなく、補修の予算も市町村でかなり厳しくなっていて、できていた計画どおりにずっと上っていくものなのか、計画は立てたけれども現状を見て途中で見直しとかしていったって、そんなに直線のように上がっていかなくても、現状、人口、市町村の経済状況等を見てやむを得ないと見るのかという見直しをしていくというのが道路に対しても出てきているのではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

**【事務局】（及川主幹）**

昨年の会議でも質問があったのですが、この計画については平成20年にこの目標を定めて当面10年で平成29年の目標年次を立てて、それぞれの目標面積を作っておりますので、平成20年に作った第四次計画の中に、概ね5年後にその時の社会情勢とかいろいろな要素で見直しをするということが謳われてございまして、この後説明いたします、震災によって沿岸部の土地利用計画も変わってきておりますので、その点も含めて見直しをする際には検討してまいりたいと思えます。

**【豊島会長】**

はい。他に、どうぞ。

**【坂本委員】**

今もご説明があったと思うのですが、2ページの右側の原野のところ、平成17年から平成21年まではほぼ横ばいで推移しましたがけれども、2010年の世界農林業センサスによ

りとあるのですが、この世界農林業センサスというのをもうちょっと詳しく知りたいなと思います。

**【豊島会長】**

事務局からお答え願います。農林業センサスという資料がどういうところで取りまとめられていて、どういうことが載っているのかということによろしいですかね。

**【坂本委員】**

はい。世界的なことなのかなど。

**【豊島会長】**

世界農林とはなっておりますけれども、現況はしっかりと統計数値が出ているということで、世界共通の指標で作っているものですか。

**【事務局】（森林整備課 菊池主任主査）**

森林整備課の菊池と申します。手元に資料を持ってきていないので、簡単になりますけれども、農林業センサスについて、お話したいと思います。

世界農林業センサスというのは、10年に1度、農林水産省で詳細な調査を実施しているものでして、一番最近のものは2010年です。途中経過で5年目に1回調査を入れているのですが、それを公表しているものです。世界とは書いてあるのですが、日本国内の農林業に従事している方ですとか、農林業事業者の方の調査ですとか、実際に農林業に従事している方の動向を調査しているものになってございます。

**【坂本委員】**

それはつまり、今までのこの部分ではなくて急激に増えていますよね。これを森林以外の草生の増加に伴い大きく増加したとありますよね。それまでは森林に入れていなかった草地を入れたからということですか、急激に増えたというのは。

**【豊島会長】**

私の記憶では、原野とか採草地とかいう定義が比較的曖昧なんですね。それで、ある時点で、定義がこれはこっちにしましょうと変わったと記憶しておりますが、実態はこのように大きく変動したということではなくて、統計上のことと記憶してありますが、そんな理解でよろしいですか。

**【事務局】（桎屋主事）**

森林以外の草生地も含めております。

**[坂本委員]**

そうですね、そういうことですよ、森林以外もね。今まで森林はこれという定義だったのが、このことにより草地や何かもそれに入るのだということで増えたというわけですね、この年次に。

**[事務局] (桎屋主事)**

定義がと言いますよりは、その森林以外の草生地として、それまでも同じ定義であったものの、面積が増加したということでございます。

**[豊島会長]**

実態が増加した、実態として森林以外の草生地が増加したということですか。

**[事務局] (桎屋主事)**

はい。

**[豊島会長]**

それでは私の先ほどの説明は取り消しいたします。でも定義が変わったことはありましたよね、過去に原野などについて。

**[坂本委員]**

この資料の後のほうに、森林の定義というのが木と竹というものがあるところを森林とすると書いてありますよね。だからそれ以外にも草地というか原野が、それまで入らなかったのが入ったから増えたということですよ。急に突然降って沸いて土地が増えるわけではないですから、そのルールが変わってこのようになったのですよね。

**[事務局] (桎屋主事)**

失礼いたします。数字自体が増えております。

**[坂本委員]**

そうですね、増えたのですよね。

**[豊島会長]**

数字は増えていますが、定義が変わって増えたのかどうかということですが、

**[坂本委員]**

あまりに極端に増えているからね。

**【事務局】（桎屋主事）**

はい。2000年のものと2010年のもので定義は変わっておりません。

**【豊島会長】**

そうですか。

**【坂本委員】**

不思議ですね、手品みたいですね。では、後でまたわかったら教えてください。

**【豊島会長】**

そうすると、ここは森林と今までしてきたけれども、森林以外の草地にしたというような判定も含むのですかね。

**【事務局】（佐藤主査）**

環境保全課の佐藤でございます。いずれ、大きくこのような増加になっておりますので、定義が変わってなのも含めてですね、詳細のところは後ほど委員皆様にご報告、お送りしたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

**【坂本委員】**

ありがとうございます。

**【豊島会長】**

もし定義自体が変わったという事実があるならば、この目標とする緑色の線についてもおそらく考慮されないといけませんね。

**【事務局】（佐藤主査）**

はい。

**【豊島会長】**

はい、他にございませんか。この土地利用ごとの推移というのは、いろいろなお立場で見ればいろいろな評価が出てくるものです。例えば、農業を守りたいというそのお立場で見れば減少のラインを上回って減少傾向が比較的緩くなっているということは、このまま続いていると欲しいなと思うでしょうし、そういったいろいろな見方ができますが、この目標年次に向けたラインというのは、1つの参考に見ていただきたいと思っております。

**【坂本委員】**

熊谷委員さんが農業の立場から、酪農している方が突然やめられたり、それが牧草地が原野になって増えたりするためではないかと、そういうこともあるわけですね。

**【豊島会長】**

先ほどのね、実態としてあったかもしれないということですね。そこも含めて、それでは事務局でお調べください。

では、この点については、これでよろしいでしょうか。

**5 議 事**

**【豊島会長】**

では続きまして、議事に移ります。知事から諮問されております、先ほどもご紹介のありましたとおり、「岩手県土地利用基本計画（計画図）の変更について」ということで、諮問を受けております。この件について事務局から説明をお願いします。

**【事務局】（鈴木主任、佐藤主査）**

（岩手県土地利用基本計画（計画図）の変更について）

**【豊島会長】**

はい、ありがとうございます。17件の案件が出されております。それを数的にまとめたのが資料 No. 1 の1ページの表であります。それぞれの地域の増減が合計されてまとめられております。ざっとおさらいしますと、変化があったのが農業地域これが拡大 203、縮小 44、正味 159ha の増加、それから森林地域については 36ha の減少ということになります。これが先ほどの案件を合わせた場合の面積の変化であります。この数だけではこれが良いか悪いかの判断はできません。実際に図面上でどこがどう変わるのか、様々な観点から見て妥当なものであるのかどうか、そこのご意見を頂戴したいというところがあります。

3ページから個別の案件が整理されております。17件ありますが、大きく見ますと3つのグループに分けられると思います。1つ目が1番から3番の案件であります。これまで都市地域と農業地域、これが重複して設定されていた地域の中でそれぞれの目的で農業地域から外すという措置を取るという案件であります。その結果、農業地域が減少するところがあります。

4番目の案件はもともと森林地域だったところを公共牧場の整備を図るということで、農業地域へ編入するという案件であります。したがって農業地域が増えるというものであります。

5番目以降、これはいずれも森林地域が他の用途に開発されて森林でなくなっていると、

この件については現況を反映するというので、これは良い悪いではなくて現況を反映するというので森林地域が減少するというようになっております。多くが、農業的土地利用のため農業地域が残るといふようなことでもあります。いずれも5番目以降については、林地開発許可を受けて現況が森林から他の用途になっているということでもあります。その林地開発許可においては他の用途に土地改変なされたときに、環境に悪影響を及ぼさないような措置が講じられているかどうかなどが審査されて許可されているものであります。

さて、それでは最初にこの3つのグループのうちの、1番から3番目、都市地域と農業地域が重複した地域の中で、これらの用途のために農業地域から外したい、外さないといふことができいかないのですけれども、外すという案件についてまず1つ1つ検討してまいりましょう。

まず、1番目の案件の滝沢農業地域、これは小学校用地として造成したい。さらに隣接するところでは既に宅地化が進んでいるところで、連続的な都市的土地利用がなされる所のようにありますが、そこにおいてこのために農業地域から外すという案件、いかがでしょうか。図面などをご覧になりながらの質問、ご意見頂戴したいと思います。はい、どうぞ。

#### **【市原委員】**

すみません、ちょっとこの案件とか細かいことについてはではないのですが、表の中の変更部分の地目というのが森林と農用地と宅地とその他とここには4つ出てくるわけなのですが、地目というのは、このように4つに分けるようになっているのでしょうか。

その他のところに含まれるものがとても広い範囲のものなのかなと思ったものですから、教えていただきたいと思います。

#### **【豊島会長】**

変更部分の地目の現況、今どうなっているか、この地目の分け方について、ここに表記されているのは、農用地、宅地、それから森林という表記がありますけれども、その他にもカテゴリーとしてあるのでしょうかと、これが全てですかということによろしいですか。

#### **【事務局】（鈴木主任）**

今回の変更部分の地目は、農用地ですとか宅地、森林、その他に分類されておりますが、他には原野や水面・河川・水路、道路などがございます。

#### **【市原委員】**

ありがとうございます。その他というのはどのような範囲のものなのでしょうか。ここにその他という、例えば整理番号の2番ですと、農用地と宅地とその他というのが出てくるのですけれども、その他の所というのはどのような所を指しているのでしょうか。

**[豊島会長]**

具体的な土地利用のカテゴリーの中に、この他にも道路だったり、水面だったりそのようなものがありますので、おそらくその辺りがこのその他に入っているのではないかと思います、いかがでしょうか。この理解でよろしいでしょうか。

**[事務局] (鈴木主任)**

はい。整理番号2に関しましては、ほかに学校用地が含まれております。元々は先ほどお話しました農用地、宅地、森林、原野等以外のものをその他に分類することになっております。また、面積が1haに満たない場合もその他に含める取扱いにしております。

**[市原委員]**

わかりました。ありがとうございます。

**[豊島会長]**

はい、ありがとうございます。それではその滝沢の案件、いかがでしょうか。何かこの認めるにあたって支障がありますでしょうか。はい、どうぞ。

**[南委員]**

滝沢村による小学校の整備ということで、他の2件は両方とも民間による開発ということなのですが、滝沢村がこの民有地を取得していく話なのか、もともと滝沢村が持っている土地でそれを小学校に利用するのか、そのあたりだけ教えていただけますか。

**[豊島会長]**

いかがでしょうか。

**[事務局] (鈴木主任)**

もともとは民有地でございます、今回の計画の変更が行われた後に、土地の買収等の手続が行われていくものでございます。

**[豊島会長]**

私たちはその目処は立っていると理解してよろしいのですね、もう交渉は成立していて。

**[事務局] (鈴木主任)**

小学校整備の計画が具体化したということで、今回、変更案件とさせていただいたものでございます。

**[南委員]**

その民有地を買って滝沢村が開発するということが、この表を見るととても大事なことでけれども、記載がたぶんどこにも出てこないのかなと思うのですけれど、それはそれで、そういうものでよろしいのですか。公のところ为民有地を買う場合、あるいは公の土地を民間が開発する場合、民間が民有地を開発する場合があると思うのですが、この表の中ではわからないのですが、この地域を変更していく時には重要なことのような気がするのですが。

**[事務局] (佐藤主査)**

はい、表としましてはこの形でございますので、おっしゃるところは気になるところと言いますか大事なところだと思いますけれども、書くところではないということですが、いずれ、やはりそういうところもご説明の中でご理解いただけるような形で今後ご説明してまいりたいと思います。ありがとうございます。

**[豊島会長]**

ただいまのご指摘の中で、一番私が危惧するのは、先ほどちらっと申し上げましたけれども、農業地域から外しました、ここです承しました、それで村も具体的に小学校建設に向けて所定の手続をやろうとしています。しかしながら、地権者が最後「うん」と言わなくなったということで、この計画が棚上げされたりするようなことについては。

**[事務局] (佐藤主査)**

この土地の関係の協議は内諾と言いますか進んでおるところでございます、ご審議いただいてご了解いただいた後で、地権者から「駄目です」ということではございません。そこは話が進んでおりますので大丈夫でございます。

**[豊島会長]**

はい。地権者が民間の方の所有に係るものときには、そのあたり一言、これからの審議会では情報提供をお願いしたいと思います。

**[事務局] (佐藤主査)**

はい、わかりました。

**[豊島会長]**

それではいかがでしょう、この滝沢、よろしいですか。  
はい、では続きまして花巻農業地域、2番目の案件、商業施設が立地するという事で農

業地域から除外するという、ここも花巻市のほうの都市計画上、連続した市街化が可能な所でポツンと1つ田んぼの中に立地するわけではなさそうですね。何かこの件についてご意見ございますか。では、はいどうぞ。ご出身がお近くなので少し土地感を持って。

#### **【若生委員】**

いえいえ、ちょっと遠いのです。いろいろ地域の方々からの了承を得られていることとは思うのですが、やはり新しい大きい店舗ができていくと、もともと商店があった所とか、その都市の中心部だった所がどうなるかという影響も考えたうえで花巻市で許可をいただいて進んでいることとは思うのですが、やはり将来どうなっていくかという見通しをかなり丁寧を持っていかないと、いろいろなところの仕事とか生業に関わってくることなので、その辺りのところの地域の方との話し合いも十分に進んだうえでの申請であるわけですね。

#### **【事務局】（及川主幹）**

花巻市を通して確認しておりますが、当然、既存商店街とか影響が出るということがありまして、花巻市としては中心市街地において、「顔づくり事業」とか「活性化イベント事業」とかですね、そういう事業を市としても展開して商工会議所と連動して事業を展開することによって、既存の商店街も継続維持するし、なおかつ今回できた所の施設も先ほどの図面でありましたけれども住宅地等が増えているようがございますので、いわゆる共存共栄を図っていくというように市から聞いております。

#### **【豊島会長】**

市では、そのあたりは協議のうえ了解を得ていると認識したいと思いますが、大事な視点ですね。ただこの審議会でそういう点は、市の協議に委ね、むしろ競合する農業地域と都市地域、そこの競合具合をこうするところあたりで大きな問題がないかどうか、そのあたりがポイントになるかなと思います。この件についてはよろしいですか、はい、どうぞ。

#### **【熊谷委員】**

この土地は、私もよくわかっているのですがけれども、花巻市営球場とかそれから高校とかある辺りで、農業というよりもこれからどんどん住宅地が伸びていく所なので、ですからこれはやむを得ないのじゃないかなと、私は見ながら説明を聞きながらそう思っ  
て見ていましたし、先ほどの滝沢の件もですね、今度市に昇格するという意味では、どんどん宅地化も進んでそれに対応する小学校も作らなくてはならないということもあるよう  
ですから、やはりそのことも考えて民有地を買い上げてとか利用して実施するという  
ことだったのではないかなと、私はそのように説明を聞いておりました。

**[豊島会長]**

現場情報ありがとうございます。用途地域もそのように工夫されて配置されているようにも見受けました。

それでは3番目の案件、工業団地の拡大に伴って農業地域から外すという部分について、前回の審議会でも遡上に上ったことであります、工業団地が拡大するということでもあります。いかがでしょうか。谷あいの比較的限られた土地のようですが。はい、ではこの1番目から3番目、都市地域と農業地域が重複する地域における、農業地域から除外するという案件、よろしいでしょうか。はい、ありがとうございました。

それでは続きまして4番目の遠野農業地域、これを拡大するという所で、現在は森林地域になっている所を、公共牧場拡大の整備に伴ってこれを農業地域に編入するという案件であります。はい、どうぞ。

**[井良沢委員]**

途中から来ましたので申し訳ありません。説明を聞いていませんでしたので、たぶんご説明があったと思うのですが、わからないことが2点あるのですが、かなり大きな変更、203ha ですので大きな森林から農業地域への変更なのですが、1点目に変更後の地域区分としては、農業地域と森林地域で2つ重なる形でかかっているのですが、これはなぜでしょうか。今は林地開発許可の検討をしているので当面暫定的にかけてそのうち農業になるということかなと思ったのですが、そういうような考えでいいのかというのが1点目と、もう1点は、かなり急峻な場所も含まれていますので、農業地域にする際に保安林にもかかっていますので、土砂流出防止の利用対策なども必要であれば検討されていると思うのですが、それは検討中ということではよろしいのでしょうか、その2点なのですが。

**[事務局] (鈴木主任)**

まず1点目でございますが、変更後の五地域区分で、農業地域と森林地域が重複するというところでございますが、これは将来的に森林地域を外すということではなく、森林地域に農業地域を重ねて指定するというところでございます。

**[豊島会長]**

保安林があるから、この表記になっているというわけではないですか。

**[事務局] (鈴木主任)**

特に保安林があるからということではございません。

**[豊島会長]**

はい。

**【井良沢委員】**

2点目は牧場開発ということだと思うのですが、急な所まで開発するようなので、それで土砂の流出対策みたいなのは考えられていると思うので、まあ大丈夫ですかという話だったのですが。

**【事務局】（農業振興課 星野技術主幹兼農地・交流担当課長）**

農業振興課の星野でございます。その牧場の整備なのですが、現況が今、実際に牧場になっております。ですから、新たに牧場として開発するという話ではなくて、今の牧場の生産性を上げるように国の事業を入れるという計画になっています。

**【井良沢委員】**

ありがとうございます。わかりました。

**【豊島会長】**

現在その現況において、土壌浸食とか土砂流出とかそういった状況が起こっていないですか、わかりませんか。

**【事務局】（農業振興課 星野技術主幹）**

わかりません。

**【豊島会長】**

はい、これから整備される時に、そのあたり留意していただきたいと思います。

**【事務局】（佐藤主査）**

はい、わかりました。

**【豊島会長】**

それではこの遠野地域の4番目の案件、お認めするという事によろしいですか。はい、それでは5番目以降は既に林地開発許可を得て、森林ではなくなっているという所を現況に合わせて森林地域から外すということであります。これは現況に合わせてこのようにするという事でここについては、議論の余地はないかと、はい、どうぞ。

**【高橋委員】**

林業という立場で出席しているものですから、この森林地域の縮小案件が非常に多いなということで個人的には寂しい思いもするのですが、ただ1つ1つ案件としては、十分事

前にも審議されて進めていく事案ではないかなと思います。その中で質問なのですが、資料の一番右端の欄にいきますと、林地開発許可というのと林地開発了承という2種類で区別されているようなのですが、この違いが何かということが1点、そしてもう1つなのですが、林地からこの許可ですとか了承とか認可するにあたってのその森林の例えば性格、生産林であるとか公益的機能があるとか、そういったものまでの性格も加味して決定がなされているものなのかどうか、その点をちょっと教えていただきたいと思います。

**【事務局】（森林保全課 阿部技術主幹兼保全・治山林道担当課長）**

森林保全課の阿部と申します。林地開発を担当しております。一番右端のところに林地開発許可ということと了承ということがありますけれども、森林法でいう林地開発許可というのは、市町村、それから都道府県、国等の公共のものについては該当しないということで、森林法以外のものになっております。ただし、私どもも森林から外すにあたって、市町村とか国から協議していただいております。その時に協議していただいたものに対して了承するというような形で、森林法には関わらないですけれども協議了承という形をとっておりますので、この了承とありますけれども、例えばダムは国交省さんであります、一番下の紫波町さんのものについては、紫波町さんが事業主体でございましたので、こういうところについては、了承という形になっております。

それから林地開発許可にあたって、公益的な観点で考えているのかということがございますけれども、林地開発を許可する基準の中には4つの基準審査項目がございます、私どもが定める基準をクリアしているかどうかということを確認しております。1つ目が災害の防止、それから2つ目が水害の防止、3つ目が水源の涵養、水の確保ですね、4つ目に環境の保全という形で、この4つの項目を審査して、全てクリアしたら許可しなければならない、そういう法律でございます。非常に申請する方々にはご苦勞をおかけするのですが、何カ月かの期間をいただいて審査することもあります。私どもとしては、とにかく災害等が出ないという形が一番かなと思っておりまして、そういうことを重点的に審査させていただいて、許可または了承しているという形でございます。

**【豊島会長】**

よろしいでしょうか、はい。この林地開発については、ただいまご説明がありましたとおり、所定の条件を満たせば開発許可しなければいけないというそのスタンスなんですね。それから確認ですけれども、ただいまのご説明の中で、外れるのは、対象にならないのは国有林だけと思っております。

**【事務局】（森林保全課 阿部技術主幹）**

国有林と保安林でございます。

**[豊島会長]**

はい。

**[事務局] (森林保全課 阿部技術主幹)**

保安林はかなり厳しい制限がかかっておりますので、林地開発のように許可しなければならないということではなくてですね、できるだけ許可しないようにと言いますか伐採してはいけないというようにしております、林地開発許可の基準よりもかなり厳しい条件になります。いわゆる保安林と国有林以外のほとんどの森林は林地開発許可が必要だという形になっております。

**[豊島会長]**

はい、ありがとうございます。これから復興において、国産材の需要など大変期待されているところがあります。それから長期にわたってそれに対して林業の部分も応えていく必要があると思っております。それが森林面積の動向にどう反映させていくべきか、またいろいろなところで議論があるかと存じます。他に、いかがでしょうか。例えば5番目の質問は、林地開発許可が下りたのは平成18年ですけれども、これが今、案件として上がってきたというのは、許可は平成18年に下りたけれども例えばその土地の工場用地として造成したのは最近であったという、そういう理解でよろしいですか。

**[事務局] (森林保全課 阿部技術主幹)**

はい。例えば5番ですけれども、許可がないと開発できないわけです。ただ実際に私どもに申請した内容のとおり現地ができているかどうかということを確認いたします。その時に、排水施設や沈砂池などの安全施設が適正に配置されているかということを確認した日ということになりますけれども、例えば5番については平成23年10月という形になっておりますので、許可した日と今回のお諮りしているタイムラグがあるのは、そういう点でございます。

**[豊島会長]**

はい、わかりました。チェック、確認が数年後になることもあるということですね。それでは5番目以降について、現況を反映したということによろしいでしょうか。はい、それではこの件について、他にどなたかご意見ございますか。はい、どうぞ。

**[山本委員]**

8番は当町の場所なのですが、ここですね、私も問題はないと思っているのですが、名前なのですが、馬淵川上流地域森林計画になっていますがここは確か雪谷川というか新井田川じゃないかと思いますが、これは大きなくくりでこのように馬淵川になっているので

すか。

**[事務局] (森林整備課 佐々木計画担当課長)**

これはですね、国でこういう流域名でつけているものですから、細かく見れば雪谷川とかそのようになるかもしれませんが、計画区としては馬淵川流域と、これは青森の方まで含められる広域の流域名になりますので、そういうことでこの名前になっております。

**[豊島会長]**

逆に言うと個別の、例えば新井田川の計画という名称はないのですね。

**[事務局] (森林整備課 佐々木計画担当課長)**

はい、ありません。

**[豊島会長]**

これ1本ですね、馬淵川。

**[事務局] (森林整備課 佐々木計画担当課長)**

はい、馬淵川としてはそうです。

**[豊島会長]**

はい。他に、はいどうぞ。

**[坂本委員]**

馬淵川つながりですけど、13番の葛巻町のところですね、隣町なものですからいつも関心があるのですが、この草地になっているのはだいぶ前にできて、これは利用目的は何か牧場とかそういうことなののでしょうか。遠野とか葛巻が農地とか決まっている、これはただ草地と書いてありますけれど、些細なことですけど、それは何のために使う草地なのか知りたいのですが。

**[事務局] (森林保全課 阿部技術主幹)**

草地ということですから、もちろん畜産のためだというように考えております。

**[坂本委員]**

もう現に使って牧場になっている所を今回認めるかどうかということなのですね。

**[事務局] (佐藤主査)**

はい。採草地としての利用ということで聞いております。

**[坂本委員]**

民間の方がやってらっしゃる。

**[事務局] (佐藤主査)**

はい、協同作業組合ということで。

**[坂本委員]**

そうですか。はい、ありがとうございます。

**[豊島会長]**

はい、それではこの森林の地域の減少という案件、これもお認めいただけますでしょうか。はい、ありがとうございました。現地などの情報も含めてご意見頂戴いたしまして大変参考になりました。それでは、ただいまご審議いただきました「岩手県土地利用基本計画（計画図）の変更について」、当審議会として原案を適当と認める旨を知事に答申することといたします。ありがとうございました。

## 6 その他

**[豊島会長]**

それではその他に移りますが、森林に関する情報提供について、森林整備課からお願いいたします。

**[事務局] (森林整備課 佐々木計画担当課長)**

(森林に関する情報提供について説明)

**[豊島会長]**

はい、ありがとうございました。森林に関しての法の改正及び留意点など、ご説明いただきました。ご質問ございますか。はい、どうぞ。

**[若生委員]**

すみません。今の説明というより、一番最初に遡っての資料 No. 2 のところにも関わることなのですが、森林のところの説明で今出てきた地域森林計画の策定により数値の見直しによって森林が減少したという説明がちょっと意味がわからなくて、その計画によって森林整備が進んで現況が質的に向上することはあっても、森林面積は変わらないのではないかなと思っていましたので、ここに書いてある説明と今のお話のところちょっと噛み合

わないので教えていただきたいです。

**【事務局】（森林整備課 佐々木計画担当課長）**

地域森林計画の編成は5年に1回、先ほどお話したように県内の5つの地域について、5年に1回編成しているものです。その間、先ほどの案件のように林地開発で開発されるとか、あるいは道路ができたりいろいろありまして、5年毎に編成をしているとどうしても面積の出入りが生じます。

基本的には森林でなくなっていくことが多いわけなのですが、以前、大学が法人化されたときに岩手大学の持っている森林が国有林から民有林に編入され、結構まとまった面積が民有林の面積として増えたことはありますが、基本的には開発行為でほとんどの場合は少しずつ減っている。これが地域ごと5年に1回となりますので、どうしても凸凹が出てくるということになります。

**【若生委員】**

まとめて数字として表れてきたので、結果的に減ったように見えるということですね。

**【事務局】（森林整備課 佐々木計画担当課長）**

そうですね。5年に1回まとまった地域の面積が異動しますので。

**【豊島会長】**

はい、どうぞ。

**【高橋委員】**

5流域の計画というのは、一度に5流域を計画するのですか。それとも毎年1流域ずつ計画するものでしょうか。

**【事務局】（森林整備課 佐々木計画担当課長）**

基本的には1流域ずつ毎年計画を見直すのですが、昨年度は森林法も変わって、全国森林計画が変更されたために、昨年は全県一斉に変更しております。そういうことがない限りは、基本的には毎年1つずつ順繰りに計画を編成しているという状況です。

**【高橋委員】**

そうすると先ほどの資料2の数字が、23年度は久慈・閉伊川流域の変更によるものというようになっていますが、これは実は全流域が絡んできているということではないのですか。

**【事務局】（森林整備課 佐々木計画担当課長）**

面積が変更されるのは、編成のときに5年間分のいろいろな開発許可とか、そのようなことで面積が減ったりとか、1流域ずつしか面積的には変更しません。今年は北上川中流域を編成しているのですが、面積の増減は、1流域毎の面積の増減が反映されるという形になります。

**【高橋委員】**

そうすると基本的には毎年1流域毎の計画が見直されていく、ということでもいいですかね。

**【事務局】（森林整備課 佐々木計画担当課長）**

はい、そういうことになります。

**【高橋委員】**

すみません。もう1件、別件なのですが。

**【豊島会長】**

はい、どうぞ。

**【高橋委員】**

後ろのページで「いわての森林づくり県民税」と「いわて環境の森整備事業」についてなのですが、おそらく年間7億円ほどの事業で5億円で間伐をしていると聞いておりますが、この間伐した材の利用について個人的にずっと気になっているのですが、よく岩手県内を車で移動しておりますと、間伐した材が1mの長さに切って積まれて腐っていくのではないかなと非常に危惧するのですが、今後、岩手県でもバイオマス発電等いろいろな木材の今まで使っていなかった未利用材を有効に使えていけるのではないかなと可能性がある中で、この事業によって出てくる間伐材の利用の可能性がでてくるのか、それがうまく活用できれば緑のサイクルみたいなものがやっと、この県民税で完成するのではないかなというように思うのですが、いかがでしょうか。

**【事務局】（森林整備課 佐々木計画担当課長）**

県民税での森林の整備については、基本的に整備があまり進んでいなかった山、木を出しても経費がかかって結局赤字になってしまうというような山が、原則として採用されてきました。

実際に森林所有者の方たちが整備した山を見ると、伐採木を利用できず、もったいなかったという話がよく出てきております。現在は県民税事業である程度の木材の利用につい

ては、以前のようにただただ切り捨てて、棚にして置いておいてくださいということではなく、出して使う分には構いませんという形で対応しております。

中には、搬出して、実際に販売されている方もいますし、これからはなるべく活用していただけるものは活用した方が良いと考えています。

ただ、現在の森林整備事業では、搬出間伐を前提とした補助事業が進められているので、採算的に合うような森林は森林整備事業でやるべきと考えております。

#### **[豊島会長]**

高橋委員、よろしいですか。

#### **[高橋委員]**

おそらく県民税を使って整備したということで、伐採された木材の所有権は山の人のものだと。ですので、おそらく強制的に出せとはいえないことですし、所有者さん達に働きかけるといいますか有効活用しましょうといった活動というのにも必要なのかなと思っております。

#### **[豊島会長]**

はい、それでは若生委員、どうぞ。

#### **[若生委員]**

県民税のほうは事業評価委員として何年か加わって見させていただいていて、その中でやはり今出た「切り出したままの木がもったいないのではないか」という声がずっと出ていて、数年前からそのモデル的な利活用という事例が何件か出ています。

例えば被災地の沿岸の「いかだ」に、出る材によって細いので比較的まっすぐだったら、養殖用にとかその用途に応じて後はバイオマスみたいに何か利用できるというのに丁度いいのはそちらにというように、いくらかのそれぞれに応じたモデルというのが出てきています。

切り出すまでは県民税で切るまではできるのだけど、その搬出となると持ち主の人の収益になってくるとい部分も関わるので、そこまでは県民税ではできないのでというあたりをさきほど出てきた地域全体の森林法で、地域の森林をどう活用していくかという点に繋がってくるといいなということで、森林税を進めてきている中で、地域の山主さんと土地の森林組合さんとの繋がりが非常に良くなってきていて、地域の森林を見る目というのがやはりずいぶん変わってきているように思います。

今おっしゃったみたいに、県民税だけではなく、だったらこっちと組み合わせてというような可能性というか視点が、これから広がってくるのか深まってくるとは思えないかなと思いつながら今のお話を伺っていました。

**【高橋委員】**

情報はどんどん伝えてあげるのがいいかなと思いました。

**【豊島会長】**

山主さんが、自分の山に目を向けるような呼び水になってくれることを、この制度は大いに期待していますけどね。はい、長澤委員。

**【長澤委員】**

はい、ちょっとお聞きしたいのですが、私は森林の問題についてはほとんど問題認識が低くてよくわからなかったのですけれども、手入れが行われなくてかなり整備事業に予算が費やされているということになると、今情報提供いただきました一部改正する法律の中で新たに所有する人が届出を義務付けられているというのが、目的は外国資本による買占めの防止というのが主だと思いますけれども、例えば義務付けるときに、維持管理の計画みたいなものとか、管理していただくの能力があるのかとか、そういった資格審査みたいなものも含めて義務付けられるということはお考えになっているのですか。

**【豊島会長】**

いかがでしょうか。

**【事務局】（森林整備課 佐々木計画担当課長）**

先ほどお話した、森林経営計画という制度がありまして、これは森林所有者が山をこれからどのように手入れしていくかということを前提に、いろいろと計画を作られるわけですが、全ての森林所有者の方が作成しているものではなく、義務化もされておられませんので、そういう意味では本当に山に全く関心がなくなっている方とかは、自分の家の山がどこにあるかもわからないとか、どういう状態になっているのか一度も見に行ったことがないという方もいらっしゃると思います。

いずれ、新たに森林の所有者となった方の提出制度は、昨年から法律で義務化されたことをいろいろと広報はしているのですが、はたしてどれだけの人がこれを分かっているのか、ちょっと心配なところはあります。

自分の山の計画を作るときになって初めて、いろいろと山の今後のことを考えられると、森林所有者の届出制度では、その森林の施業や維持管理をどうするということころまでは義務になっているというものではありません。

**【長澤委員】**

そういう形で少し法的にも細やかに整備していただけると、今持っている方にも義務付

けが及ぶように規則が広がるといいのかなと思いますけれども。意見です。はい、ありがとうございました。

**【豊島会長】**

はい、どうぞ。

**【熊谷委員】**

先ほど保安林の件のお話を聞きましたけれども、国有林の中での保安林であれば、国の中ですからいろいろな規制があつていいかなと、いいかなというのも失礼ですけど、問題ないでしょうけれども、民有林の中での保安林というものに対しての対処の仕方、ここの分は保安林地域です、砂防ダムができたので保安林地域ですよとって指定されてしまうともう、それを伐採するにも何するにもすごく面倒な措置方法が出てくるということで、その保安林というものの税対策とかなんかもあるのか。

それからもう1つ、今騒いでいる松くい虫ですね、本当に伐採して早く処理しなければ大変だということを虫みたいなのは春になって飛び出すのですから、ただ葉っぱを切るとかいう問題ではなくて、根から切つてやらなければ、どんどん広がっていくという状態なものも例えば森林整備資金の中でやれるのか。松くい虫になってしまうともう個人負担で切りなさい、処理しなさいという状態なのですね。そうなってしまうと面倒だと。

先ほど森林のお話で、山を持っている人たちのお話もあつたのですが、今山の本があまり高くない状態で毎年毎年伐採をしながら手入れをしていくということは、やはり山を持っている人たちには大変なんです。何百年という投資をしているような株券買ってもしつ当たるかわからないというような状況と同じですから、やはり山というのは国の、それこそ財政というのですか、そういうものを注入しながら自然災害も防いでいくという意味では何とかそういう手立てが必要なんじゃないかなと。若い人たちはもう山には一切関係というんですか、興味を示さないんですね。

私は紫波町で2回も山火事になりました。1回焼けて、保険もらった時はまず2回目植える気力もできたのですけれど、だんだん何もなくなってくると、本当に何かで儲からなければ山にまで投資するという人がいなくなったんですね。やはりそういうことを考えると、県税とか何かいろいろ使うということもありますけれど、もっと森林組合が所有者に対してこういうものがあるんだよという説明がはっきりなされなければ、生きていけないのではないかなと思いますけれども。

**【事務局】（森林保全課 阿部技術主幹）**

保安林の件でご意見いただきましたけれども、確かに保安林、先ほど厳しいというお話をしましたけれども全然切れないということではございません。申請いただければ切れる森林もかなりございますので、そこは県の出先等にご相談いただければと思います。それ

から何か優遇措置がないのかということですが、固定資産税が免除されます。相続税の方も軽減措置が、手元に資料がないのですが軽減措置があるように確か私の記憶ではありました。

それから松くい虫について、もし保安林で松くい虫が起きたらどうなる、切れるのかという話ですが、実はこの間ですか、県でも松くい虫がこれから出ようというような地域に指定されている所であれば、申請だけで切れるようにしようという手続きを進めておりますので、保安林のおかげで松くい虫が広がったというようなことが無いように、検討しております。

#### **【事務局】（森林整備課 佐々木計画担当課長）**

松くい虫の事業ですが、基本的に被害材については、公費でほとんど所有者が負担なく処理をする仕組みにはなっています。ただ、庭先、庭木のアカマツとかは個人負担ということになるかもしれません。山にあるアカマツの松くい虫被害材は、いろいろな防除事業がありますので、そちらの方で処理されることになろうと思います。

#### **【豊島会長】**

そういった、いろいろな情報、特に今ご指摘のありました、森林組合等を通してきめ細かに伝達されればいいなと思います。他にございますか。はい、どうぞ。

#### **【山本委員】**

質問というよりは要望なのですが、2ページの被災地の復興整備協議会、この件に関しまして今被災地では大変、私も首長さんからいろいろお話は聞いているのですが、なかなか許認可の件で、特区の指定はされているようですが特に発掘調査等ですね、なかなか進められないということで移転が思ったようには進んでいないようでございます。

ですから、何百年、千年に1回のこのような震災ですから、もっと思い切った特区ですね、もちろん県の許認可であればスムーズにやっていただきたいのですが国との関わり、あるいは他の部署、教育委員会とかですね、部署に関しましても何か特例措置をして早く復興が進むようにご配慮いただきたいというように思います。

#### **【豊島会長】**

事務局で、それに対して何か現段階での方向などありますか。特に埋蔵文化財の発掘調査の件など。

#### **【事務局】（復興局まちづくり再生課 伊藤特命課長）**

復興局まちづくり再生課の伊藤と申します。お世話になっております。埋蔵文化財の調査についてということですが、現状を申しますと、これについての特例というのは特にご

ざいませぬ。そういうことで事業が遅れているということについて沿岸の市町村の方からもいろいろと要望が出ているところですが、今の対策としては教育委員会の生涯学習文化課というところが直接の担当ということになりますけれども、まずは発掘調査に必要な人員、調査員の方を増やすということでその対応にあたっていただいております。

そのために県内ですと、内陸の市町村からの応援、また文部科学省を通じて全国からそういった調査員の支援をいただいて調査体制を整備しているということで、その対応にあたっていただいているというところがございます。

市町村では、復興整備事業の実施スケジュールに合わせまして、事前にと申しますか、埋蔵文化財の包蔵地等が入っているところはできるだけその計画から外すような形で事業の計画等進めているところですが、用地の確保あるいは移転先等の確保にあたっては、どうしてもそういう場所にかかる場合もあります。そういう時は、復興事業のスケジュールの中で埋蔵文化財の調査等も含めて、スケジュール調整を図りながら事業を今進めていただいているという状況でございます。

#### **【豊島会長】**

はい、どうぞ。

#### **【山本委員】**

今ですね、極端に調査員が不足しているそうなんです。うちの役場もそうですけれども、やはり平泉さんとかですね、いろいろ史跡のあるそういった特定の所しか調査員は来ませんし、それから県とか平泉さんのOBの方々は結構おるのですが、そういった方々にもう1回参集いただくとか大学と連携するとか、他の地域から調査員を呼んでも1年限りとか短期間の雇用だとなかなかそれも応じていただけないというような事情もあるようでございますので、部署は違うと思いますがそういったこともいろいろ現場の方では悲鳴と申しますか言っておりますので、何とか善処していただければと思います。

#### **【豊島会長】**

はい、ありがとうございます。それでは南委員。

#### **【南委員】**

復興と関係してなのですけれども、津波災害で地盤沈下の起こった所と、その後、危険区域の指定が今いろいろな形で動いていますけれども、個別の法とか都市計画法、建築基準法の方でフォローされていくのかと思いますが、国土利用審議会というか、国土利用の面からも危険区域指定の話だとか、災害の復興に伴う土地利用のことは少し追っかけていくことをぜひやって欲しいなと思うのです。

被災前の何年か前の国土利用審議会なのですが、その中で今の国土利用の計画を作っ

いく時にも、実は議論があったんですよね。防潮堤の外にも家が出ていっている状態で、そのことに対して規制はかけるのはその時点では難しいという話をこの国土利用審議会でもしておりました。

今はこういう状態になって具体の建築規制なり、災害の区域規制が入ってきますから、そのことをしっかりと国土利用として押さえるということからも、復興を一つ支えることができるようにも思うのです。ぜひできればそういう形をとっていただければなと思います。意見ということですよ。

#### **【豊島会長】**

そうですか。そういうことがありましたか。それは所定の議事というよりは、何か情報提供があつて建築とか都市計画サイドから情報提供があつて、意見が述べられたということですか。

#### **【南委員】**

いえ、具体的に、私覚えておりますけれども、国土利用計画を議論したときにそういう災害に対する対策、津波防災として話が出ておりました。議事録を見るとどこかに残っているのではないかと思います。

#### **【豊島会長】**

そのあたりもぜひ、必要に応じて盛り込んでいただきたいと思います。他にございませんか。はい、それでは時間も結構過ぎておりますので、それではここで今後の会議の開催予定について、事務局から説明をお願いします。

#### **【事務局】（及川主幹）**

それでは、次回の審議会の開催でございますが、現時点では1年後の来年の1月下旬頃を予定しております。ただ、臨時案件とかもしあれば、その時点で委員の皆さまと日程調整したいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

## **6 閉 会**

#### **【豊島会長】**

はい、これで終了としたいと思います。皆さまから何かございますか。

無いようですので、それでは本日の第56回岩手県国土利用計画審議会、これをもって終了といたします。

ご協力ありがとうございました。